

## 長崎市介護支援専門員連絡協議会 倫理綱領

私たち長崎市介護支援専門員連絡協議会会員は、常に利用者本位の立場に立ち、生活の質の向上と利用者の望む場所でその人らしい自立した生活が実現できるよう努力します。また常に専門的知識・技能と倫理性の向上が利用者はもちろん社会全体の利益に資することを認識し、自らを律する行動指針としてこの倫理綱領を定め、これを遵守します。

### (自立支援)

- 1、私たちは、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が求める生活の自己実現ができるように、利用者本位の立場に立ち自己決定権を最大限に優先したケアマネジメントを行ない、利用者の自立と利用者及びその家族の生活の質の向上を支援します。

### (総合的なサービス提供と公正中立な支援)

- 2、私たちは、医療・保健・福祉等のサービスとその他あらゆる分野の専門職団体、地域の支援者との積極的な連携を図ります。また、利用者の利益を最優先に考慮し、不当に偏ることなく公正中立の立場からサービス情報の提供を行ないます。

### (権利擁護と守秘義務)

- 3、私たちは、利用者がその人らしく生きるために、必要に応じて代弁機能を果たし、あらゆる権利侵害に対して利用者の権利を守ります。また、利用者及びその家族の生活や身上に関するプライバシーを保護し、職務上知り得た個人情報守秘義務を遵守します。

### (地域包括ケアの推進)

- 4、私たちは、利用者が地域社会の一員として地域で望む暮らしができるよう、高台・斜面地等の地域の特徴も考慮し、それぞれの生活課題の解決に向けてより良い地域づくりを推進します。また行政機関、地域の団体や住民と連携・協力し、社会資源の開発、改善を推進します。

### (専門的知識と技術の向上)

- 5、私たちは、連絡協議会の一員としてその活動に参画し、主体的に研修・研究を行ない、自己の専門性や技術の向上に努め、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

平成 24 年 5 月 29 日